

## 令和3年度 第10回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和4年 1月25日 (火)			
開 催 場 所	コミュニティセンター 2階ホール			
開 催 日 時	令和4年 1月25日 午後 1時 31分 開 会			
	令和4年 1月25日 午後 3時 4分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠席委員番号				
議事録署名委員	4 番	大竹 恭弘	5 番	大城 司

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第10回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、4番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員、5番 大城 司（おおしろ つかさ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 譲渡所得特別控除証明について
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。  議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第60号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第61号 非農地証明願いについて 議案第62号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第64号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について  以上です。  本日の提案された議案第59号から第64号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが11件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。

	休憩 再開	午後 1時 35分 午後 1時 57分
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p>	
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>	
議 長	<p>議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。なお、本議案には1番 米須 清和(こめす きよかず)委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。最初に、利用権設定等関係整理番号1番及び2番について審議・採決を行います。米須 清和委員は退席をお願いします。</p>	

	<p>(米須 清和委員退席)</p> <p>米須 清和委員が退席されましたので、議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番及び2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番及び2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号1番及び2番についての内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番及び2番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番及び2番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(米須 清和委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係及び利用権設定等関係整理番号3番及び4番について議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、私のほうから議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係及び利用権設定等関係整理番号3番及び4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係及び利用権設定等関係整理番号3番及び4番についての内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係及び利用権設定等関係整理番号3番及び4番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係及び利用権設定等関係整理番号3番及び4番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第61号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは私のほうから議案第61号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>

議 長	ただ今、説明がありました議案第61号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。
委 員	整理番号3番については、事務局と会長と一緒に現場を確認しましたが、現況地目・課税地目共に畑となっている土地でした。今までもずっと非農地は難しいので5条で申請するよう指導したみたいですが、総会で審議してほしいということであがってきてます。地元委員としては、これまでの土地の利用経緯をみてやむを得ないと判断していますが、現場確認した限りでは非農地といえないものでした。家庭菜園は宅地扱いになります、どこまでが家庭菜園としてみていいか…。今まで課税上でも農地として扱ってきたし、何か利用計画があるなら非農地ではなく、5条でちゃんと申請した方がいいかと。また、宅地と隣接する畑を一体利用できるような下限面積を特別に下げる選択肢を設けることを考えた方がいいと思います。今回の案件は皆さんで判断し、多数決で決めてはどうでしょうか。
議 長	では、議案第61号「非農地証明願いについて」整理番号3番については、多数決で採決を取りたいと思います。可決という方は挙手をお願いします。
	挙手 可決 0人 ・ 否決 7人
議 長	多数決の結果、議案第61号「非農地証明願いについて」整理番号3番については否決、他案件については可決ということで異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第61号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、整理番号1番から2番及び4番から7番については可決、整理番号3番については否決といたします。  続きまして議案第62号「農地転用事業計画変更承認申請について」を審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第62号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明いたします。

		(議案書に基づいて議案第62号整理番号1番について内容を説明)  以上です。	
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第62号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。	
委	員	議案第62号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については、令和4年1月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、以前飲食店として5条許可した案件ですが、一般住宅に変更するというので、面積も先ほど事務局から説明があった通り住宅が50㎡、建ぺい率が8.1%とかなり建築面積が小さく、他面積を家庭菜園や駐車場として利用し、特に造成せず今の地形を利用し、周りに暴風林を植える等して使っていくとのことでした。一度許可した申請の事業計画変更なので、やむを得ない転用と考えます。以上です。	
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。	
		(質疑なし)	
議	長	議案第62号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。	
		(異議なしの声あり)	
議	長	異議なしとのことですので、議案第62号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	それでは、私のほうから議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。  (議案書に基づいて議案第63号整理番号1番について内容を説明)

	<p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和4年1月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、写真でもあるようにすでに砕石されている土地で、始末書が付いてなかったのが面接の際に提出するよう指導しましたが、申請人からは初め提出しないと言われてしまいました。審議するにあたってどういう状況か確認したいので始末書に代わる顛末書なり理由書を提出するよう依頼したところ、理由書の提出があったかと思いますが、もう一度読んでもらっていいですか。</p>
事 務 局	<p>(理由書の読み上げ)</p>
委 員	<p>申請人は今の状態を無断転用ではないと主張しており、所有者の方が近隣住民から苦情があったので伐採し、その後で今現在、譲受人の仮登記がついているかと思いますが、この方が砕石をひいて草が生えないようにし、周辺に駐車場として貸しているようです。今回の申請である住宅を建てる行為を一切していないので、無断転用ではないという主張で始末書をつけないと言っていました。この方以前にも建売住宅として転用許可をもらった後、建てずに土地を売るということで事業計画変更申請したこともあります。その時はコロナの影響により経営が安定しないという理由で処理しましたが、その件についても今回確認し、まだコロナの影響で経営が不振にも関わらず同じような申請を出すのは矛盾しているのではないかと指摘したが、前回は経営が不振というわけではなくコロナの影響で買い手がつかなかったのと、今回はコロナの影響で資材が高騰しており分筆しても儲かるとのことです。今回の案件は事前着工していると思うが、始末書の提出がなかったのでなるべく窓口でちゃんと対応し、面接まで引っ張らないよう上手く取り扱ってください。</p>



議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第64号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		それでは、私のほうから議案第64号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。 (議案書読み上げ)  ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。
議	長	それでは資料確認のため、休憩します。
		休憩 午後 2時 42分 (資料確認及び議案第64号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明) 再開 午後 3時 3分
議	長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第64号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第64号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	議案第64号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。          次回の農業委員会総会は令和4年2月24日（木）を予定しています。          これにて令和3年度第10回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 3時 4分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印